

用語解説

<ア行>

網掛けは今回追加・修正・削除分

ILC（あいえるしー）

International linear Collider（国際リニアコライダー）の略称。物質及び世界の基礎理論となる素粒子物理学に関する世界最高・最先端の研究を行うため、国際協力により設計・設置計画が進められている研究施設であり、地下トンネルに設置される電子・陽電子衝突型大型線形加速器を中核とする。加速器全体を埋め込むことのできる均一構造の堅固な岩盤を有する場所が適地とされており、現時点では岩手・宮城県境をまたぐ北上山地が最有力候補地。本県ではILC設置により県内の学術研究・教育や先端技術産業等の発展に寄与するものと期待されている。

ICT（あいしーていー）

Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・サービスなどの総称。

居久根（いぐね）

東北地方における屋敷林の呼称。主に伝統的な農村地帯特有の景観に寄与しており、周辺の都市化が進んでいる場合は、都市部の貴重な緑地として保存・活用が図られている。

一般世帯（いっばんせたい）

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社、官公庁等の独身寮等に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

一般道路（いっばんどうろ）

道路法第2条第1項に定める道路。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。

移転促進区域（いてんそくしんくいき）

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

AI（えーあい）

人間の知的能力を機械的に実現するいわゆる人工知能のこと。Artificial Intelligenceの略。

エコタウン（えこたうん）

地方自治体等が計画する「ゼロ・エミッション構想」（ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想）を地域の基本構想とした資源循環型社会の構築を図る事業について、国が承認し、様々な支援を行うことで実現を図るもの。環境問題の解決と地域振興を同時に進めるための施策である。

沿岸域（えんがんいき）

海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。

沿岸部（えんがんぶ）

本計画において、県内市町村のうち仙台市（宮城野区・若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町の2区、14市町をいう。（⇨内陸部）

オープンスペース（おーぷんすぺーす）

主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

温室効果ガス（おんしつこうがす）

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。

<カ行>

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。令和2（2020）年10月、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

海岸保全施設（かいがんぼぜんしせつ）

海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設のこと。

開発行為（かいはつこうい）

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更をいう。
なお、建築物の新築、改築等は含まない。

外来生物（がいらいせいぶつ）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

一般的には、「外来種」（導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。））とほぼ同義で用いられていることが多く、宮城県国土利用計画でもこの意味で用いている。

環境衛生施設（かんきょうえいせいしせつ）

上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うもの。化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組を基礎としており、現在は主に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」第3条第3項に規定する「自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業」を指す。

環境用水（かんきょうようすい）

水質の浄化、親水空間の創出、修景、生態系の保護など自然環境、社会環境、生活環境の維持改善を図ることを目的とする用水。

緩衝緑地（かんしょうりょくち）

工業地帯などの公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯をいう。

基準年次（きじゅんねんじ）

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

汽水（きすい）

淡水と海水が混在し、中間的な塩分濃度となったもの。河口部に多い。

共同溝（きょうどうこう）

路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2以上の第一種電気通信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、水道事業者等の公益事業者の電線、ガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

計画期間（けいかくきかん）

計画策定時点又は基準年次から目標年次までの期間。

研究開発インフラ（けんきゅうかいはついでんぷら）

大学や試験研究機関等の研究開発施設や設備等のハードとソフトウェアやデータベース等のソフトを一体的にとらえた基盤をいう。

減災（げんさい）

災害時において発生しうる被害を最小化するための取り組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対し、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

原生的な自然（げんせいてきなしぜん）

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

健全な水循環（けんぜんなみずじゅんかん）

水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

県土（けんど）

土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

県土資源（けんどしげん）

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

県土の利用区分（けんどのりようくぶん）

宮城県国土利用計画では、農地、森林、宅地等の地目別区分並びに公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用地、海岸及び沿岸海域、市街地の区分をいう。

県土保全（けんどほぜん）

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

県土保全施設（けんどほぜんしせつ）

治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。

県土利用（けんどりよう）

土地、水、自然という側面からみて、県土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

原野（げんや）

一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態では放置されている土地。宮城県国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

公益的機能（こうえきてききのう）

水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能など、森林が持つ様々な機能のこと。

公園緑地（こうえんりよくち）

公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。

公共・公益施設（こうきょう・こうえきしせつ）

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。

工業用地（こうぎょうようち）

一般には、工業生産を行うための土地。宮城県国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮

して、従業員 4 人以上の事業所の敷地としている。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前 1 年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。

厚生福祉施設（こうせいふくししせつ）

病院、保健所、福祉事務所など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

交通施設（こうつうしせつ）

道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、宮城県国土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。

高度情報通信インフラ（こうどじょうほうつうしんいんふら）

- ① ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ
- ② ①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー
- ③ ①及び②に係る諸制度を一体的にとらえた基盤をいう。

荒廃農地（こうはいのうち）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

公有地（こうゆうち）

地方公共団体が所有する土地。

公用・公共用施設（こうよう・こうきょうようしせつ）

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられた施設をいう。

国土強靱化（こくどきょうじんか）

強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するもの。国土強靱化基本法の基本理念は、①人命の保護、②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興。

国土形成計画（こくどけいせいけいかく）

国土形成計画法において定められる~~られている~~国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画をいう。平成 20（2008）年に初めて計画が定められ、~~2015~~年 8 月 14 日に新たな計画が第五次国土利用計画（全国計画）とあわせ閣議決定された~~令和 5~~（2023）年 7 月 28 日に第三次計画が閣議決定された。

国土調査（こくどちょうさ）

①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④ ①から③までの基礎とするために行う調査。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

国土の管理構想（こくどのかんりこうそう）

令和3年6月に国土交通省でとりまとめた、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したものの。国では、国・都道府県・市町村・地域における国土の適切な管理に向けた指針として、各レベルでの国土管理の実践的な取組を推進しており、それぞれの国土利用計画の実行計画として位置づけることとしている。

国土の国民的経営（こくどのこくみんてきけいえい）

国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画すること。

国土利用・管理DX（こくどりよう・かんりでいーえっくす）

デジタル技術を活用し国土の現状を正確に把握した上で、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより国土利用・管理の効率化・高度化を図ること。

固定価格買取制度（こていかかくかいとりせいど）

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5種類の再生可能エネルギー発電を普及促進するため、これらをエネルギー源とする施設で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度。

<サ行>

再開発（さいかいはつ）

都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下及び環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備など都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。

災害（さいがい）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害のこと。これらのうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。

災害危険区域（さいがいきけんくいき）

建築基準法第39条に基づき、津波や急傾斜地の崩壊、高潮等自然災害から県民の生命を守るために、居住の用に供する建築物の建築を制限する区域。区域に指定された場合、住宅等の新築や建替え、増改築等が制限される。

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例（さいせいかのうえねるぎーちいききょうせいそくしんぜいじょうれい）

再生可能エネルギー地域共生促進税は、0.5ヘクタールを超える森林を開発し、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を設置した場合、その発電出力に応じて、設備の所有者に課税するもの。地域との共生が図られていると認められる場合（地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備など）は、非課税となる。

採草放牧地（さいそうほうぼくち）

農地法第2条第1項の採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作、養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料及び飼料の材料を得るための採草のこと。

里地・里山（さとち・さとやま）

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

産業・物流インフラ（さんぎょう・ぶつりゅういんふら）

産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤。

GIS（じーあいえす）

地理空間情報に関するさまざまなデータを加工・管理し、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称。Geographic Information Systemの略。

ジオパーク（じおぱーく）

火山や断層など、地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園。世界ジオパークネットワークが認定する世界ジオパークの他、日本ジオパーク委員会が認定する日本ジオパークがある。本県では「三陸ジオパーク」（青森、岩手、宮城3県にまたがる地域であり、本県では気仙沼市が該当）と「栗駒山麓ジオパーク」（栗原市）の2か所が日本ジオパークの認定を受けている。

市街地（しがいち）

宮城県国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいう。都市計画関係では、都市計画法における既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。

次世代放射光施設（じせだいほうしやこうしせつ）

シンクロトロン放射現象を利用し、放射光（本施設では高輝度の軟X線）を発生させ、その放射光により様々な物質の観測・分析などを行う施設。東北大学青葉山キャンパスに設置が進められており、2023年の運用開始を目指しているされ、令和6（2024）年に運用を開始し

た。国内の同様の施設に、硬X線領域の放射光を用いるSPRING-8（兵庫県）などがある。ILCと同様に粒子加速器を中核とするが、ILCが線形加速器であるのに対し、本施設は円形加速器である。広範囲の科学研究・技術開発及び産業への応用が期待されている。

自然維持地域（しぜんいじちいき）

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつ、その自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域。

自然環境（しぜんかんきょう）

日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。

自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

優れた自然環境を維持している地域として、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。

自然公園（しぜんこうえん）

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保などに寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称。

自然的土地利用（しぜんてきとちりょう）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。

湿原（しつげん）

地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群で覆われた土地をいう。

住宅ストック（じゅうたくすとく）

既存のもの又は新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。

住宅地（じゅうたくち）

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

集約市街地（しゅうやくしがいち）

持続可能な地域づくりの一環として形成されたコンパクトな市街地。都市の無秩序な拡大を抑制し、都市機能を効率的に配置することで形成される。

諸機能（しょきのう）

生産機能、商業機能など人間が形成した社会的機能を総称したものである。一般的には、中枢管理機能など高次の機能を意識して用いられることが多い。

職住分離（しょくじゅうぶんり）

職場と住居が一定以上離れていること。

所有者不明土地（しょゆうしゃふめいとち）

不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお、所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地のこと。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や、登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。

人為改廃（じんいかいはい）

宅地開発や植林などにより、その土地での作物の栽培が困難となることをいう。

新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）

令和元（2019）年末頃から中国において流行が始まったと推定されている新型コロナウイルス（COVID-19）の病原体ウイルス（SARS-CoV-2）のこと。わずか数か月で世界中に拡大し、我が国をはじめ多くの国や地域で感染者の増加が続いており、世界的な脅威となっている。無症状から重度の肺炎まで症状の幅が広く、無症状者による無意識のウイルス拡散が感染収束を困難にしている原因の一つと考えられている。また発病当初は軽症であっても、急速な症状の悪化を経て、重篤な場合は死に到ることから、感染者には適切な医療介入を要するが、未知の部分が多く、有効な治療法は確立されていない。主な感染経路は飛沫感染と考えられ、感染防止に有効な手段は人と人との接触回避や距離の確保であるとされる。

人口（じんこう）

当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。

例えば、国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3箇月以上にわたって居住しているか、又は3箇月以上住むことになっている人口をいう。通勤、通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。

人口集中地区（DID）（じんこうしゅうちゅうちく）

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1㎢当たり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいう。

震災遺構（しんさいいこう）

震災が原因で倒壊した建物などを、震災が起きたという記憶や教訓を次世代に伝えるために、取り壊さず保存したもの。本県では東日本大震災により被害を受けた公共施設等を保存し、震災を伝承する取り組みが進められている。

森林（しんりん）

一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、宮城県国土利

用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。

森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

国から市町村及び都道府県に譲与される税であり、森林の整備及びその促進に関する施策などに用いることとされている。

森林経営管理法（しんりんけいえいかんりほう）

経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な管理や経営を促すため市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、経営や管理の責務を明確化するもの。森林所有者から経営管理の委託を受けた森林のうち適さないものは、市町村が自ら市町村森林経営管理事業を実施する。

森林限界（しんりんげんかい）

高木が生息できず森林を形成できない限界線のこと。本県では主に奥羽山脈沿いの標高の高い地域に限界線がある。

森林資源（しんりんしげん）

資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味を込めた用語。

水系（すいけい）

地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。

水面・河川・水路（すいめん・かせん・すいろ）

一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、宮城県国土利用計画においては、水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。

スポンジ化（すぽんじか）

都市において、空き地や空き家など小さな敷地単位の低未利用地が不規則に多数発生し、全体としてスポンジのように都市の密度が低下すること。生活機能の低下や住環境の悪化につながると懸念されている。

スマートシティ（すまーとしてい）

国土交通省の定義では「都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」を指す。我が国では、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が中核となり、スマートシティの取組を官民連携で加速するため「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立し、モデル事業の選定等が行われている。

スマート農業（すまーとのうぎょう）

ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新

たな農業のこと。

スマイルサポーター（すまいるさぽーたー）

本県が認定する、ボランティアで道路や河川などの清掃や緑化作業を行い、良好なまちづくりに積極的に取り組む個人や団体のこと。

生活環境（せいかつかんきょう）

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。

生活関連施設（せいかつかんれんしせつ）

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。

整序化（せいじょか）

さまざまな手法を活用し、農地や宅地等の集積・再配置などを行うこと。

生態系（せいたいけい）

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念。

生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等有機的に繋がっている状態をいう。これを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生物多様性条約では、すべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる－食べられるといった関係からみた食物連鎖や生態系のつながり、生態系間のつながりなどを表している。

また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体がそれぞれ少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。

世界農業遺産（せかいのうぎょういさん）

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。我が国では本県大崎地域を含む4-1-5か所が認定されている。

世帯（せたい）

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と

施設等の世帯に区分される。

その他の宅地（そのたのたくち）

宮城県国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地等がこれに含まれる。

粗放的管理（そほうてきかんり）

人口の減少により、今後すべての土地を管理することは困難であるとの考えから、土地の放置により発生する悪影響が無視できるレベルに小さい場合には、必要最小限の管理（土地を放置し、悪影響の定期的な把握等のみを行う管理）を行うこと。

<タ行>

大規模集客施設（だいきぼしゅうきゃくしせつ）

都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等を指す。

大区画化（だいくかくか）

複数の区画に細分化された土地を集約・整形して大型の区画を創出することにより、敷地の一体的利用と公共施設の再編を図るもの。

太陽光発電施設（たいようこうはつでんしせつ）

太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等）及びその附属施設。

高盛土（たかもりど）

防潮堤の背後にある道路などを盛土構造にし、内陸部の津波被害を軽減する方法。

宅地（たくち）

一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、宮城県国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所用地、店舗用地等が含まれる。

多重防御（たじゅうぼうぎょ）

数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤などの一線堤で防御し、それ以上の防潮堤を越えてくる最大クラスの津波に対しては、防潮堤背後の道路などを盛土構造にして津波を減衰させ、津波被害の軽減を図ろうとするもの。

脱炭素社会（だつたんそしゃかい）

低炭素社会が二酸化炭素排出量を削減する社会に対して、脱炭素社会は二酸化炭素の排出量を減らしてゼロにする社会。

多面的機能（ためんてききのう）

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわた

る機能のこと。宮城県国土利用計画では主に農地における機能として整理しているが、森林のもつ同様の機能についても「公益的機能」という表現と併せて用いられる。

地域コミュニティ（ちいきこみゆにてい）

住民同士のつながりや集まりのこと。

地域材（ちいきざい）

一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない。）において生産及び加工される木材のこと。

地域資源（ちいきしげん）

土地、水、自然等の国土資源を地域レベルで捉え直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。

地域福利増進事業（ちいきふくりぞうしんじぎょう）

所有者不明土地を、公園の整備といった地域のための事業に利用することを可能とする制度。地方公共団体だけでなく、民間企業やNPOなど、誰でも都道府県知事に裁定を申請し、使用权を取得して事業を行うことができる。

地域防災拠点（ちいきぼうさいきょてん）

災害時に災害対策活動の拠点となる施設のうち、地域レベルのもの。

小さな拠点（ちいさなきょてん）

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて行ける範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという仕組み。

治山施設（ちさんしせつ）

土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設。

治水施設（ちすいしせつ）

洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等。

地籍調査（ちせきちょうさ）

毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

地方創生（ちほうそうせい）

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする一連の政策。本県ではまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、取り組みを行っている。

地理空間情報（ちりくうかんじょうほう）

空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報のこと。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、統計情報、衛星画像等の多様な情報がある。

低炭素社会（ていたんそしゃかい）

生活の豊かさの実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。具体的には、社会の隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会。

低未利用地（ていみりようち）

土地利用がなされていないもの又は個々の土地の立地条件に対して必ずしも有効な土地利用がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工場跡地等の空き地や耕作放棄地が挙げられる。

都市（とし）

人々が密集して生活及び生産活動を展開している地域。

宮城県国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。

都市構造（としこうぞう）

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域、管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。

都市的土地利用（としてきとちりよう）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

都市福利施設（としふくりしせつ）

中心市街地の活性化に関する法律の「都市福利施設」と同義であり、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

土壤汚染調査（どじょうおせんちょうさ）

土壤汚染対策法第3条又は第4条に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地又は土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地において行う土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が、環境大臣指定の調査機関に依頼して行うこととされている。

土地基本調査（とちきほんちょうさ）

我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため、土地基本法に基づき行われる全国の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査。

本調査により、全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況、土地所有者の属性、土地取得時期、取得方法等が明らかにされている。

土地の高度利用（とちのこうどりよう）

都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。

土地利用基本計画（とちりようきほんけいかく）

国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な都道府県土の利用が図られる。

トレードオフ（とれどおふ）

一方を追求すると一方を犠牲にすることになる二律背反の状態にあること。

<ナ行>

内水氾濫（ないすいはんらん）

豪雨時に河川や水路から水が溢れるのではなく、住宅地や農地の側に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

内陸部（ないりくぶ）

本計画において、県内市町村のうち仙台市（青葉区・太白区・泉区）、白石市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の3区、20市町村をいう。
(⇨沿岸部)

南海トラフ地震（なんかいとらふじしん）

駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この地域で発生する海溝型の地震を南海トラフ地震と呼ぶ。東日本大震災と同様のメカニズムで発生するため、地震と共に大規模な津波の発生が想定されている。

過去に概ね100～150年の周期で発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過しているため、次の南海トラフ地震発生切迫性が高まっており、被害が想定される地域では、様々な防災の取り組みが進められている。

二次的自然（にじてきしぜん）

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

熱環境改善（ねつかんきょうかいぜん）

緑地・水面等を効率的に配置することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。
なお、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地

の被覆の減少、冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

農業生産基盤（のうぎょうせいさんきばん）

農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。

農業用排水路（のうぎょうようようはいすいろ）

農業用水を供給し、排水するための水路。かんがい時には堰上げにより水位を上昇させ、排水時には堰をはずし、水位を下げるなど水位をコントロールしながら同一の水路を用水、排水両方に用いる場合と、用水、排水を分離してそれぞれ専用の水路を用いる場合がある。

農山漁村（のうさんぎょそん）

自然的地域のうち、人為的な影響が強く、また、恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。また、この場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。

農地（のうち）

広義には農業に用いる土地全般を指すが、宮城県国土利用計画では農地法第2条第1項の農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされているものをいう。

農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）

農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の中間的な受け皿となって賃借を進めることにより、担い手への農地集積・集約化を図る事業。

農道（のうどう）

農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。宮城県国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道を指す。

農地集積・集約（のうちしゅうせき・しゅうやく）

農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）。

<ハ行>

バイオマス（ばいおます）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

ハザードマップ（はざーどまっぷ）

洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。

氾濫原（はんらんげん）

河川の氾濫や河道の移動により形成された平野で、洪水時に浸水する部分。主に河川堆積物により形成される。

非可住地域（ひかじゅうちいき）

災害リスクが大きいなど居住可能な条件を失った地域。

復興祈念公園（ふっこうきねんこうえん）

東日本大震災の経験を後世に伝え、犠牲者への追悼を行う場を設けるとともに、被災地域の復興の象徴として設置された公園。国、県及び市町村が設置するもの（岩手、宮城、福島各県1箇所）と、市町村が設置するものがある。

文教施設（ぶんきょうしせつ）

学校、図書館など国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

閉鎖性水域（へいさせいすいいき）

湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

防災拠点（ぼうさいきょてん）

災害時に災害対策活動の拠点となる施設。国レベルの施設である広域防災拠点から、自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。

防災集団移転（ぼうさいしゅうだんいてん）

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転のこと。

防災林（ぼうさいりん）

森林の防災機能を利用し災害防止の役割を課した森林で、保安林のうち、特に水害防備林、なだれ防止林、防潮林、防風林、飛砂防備林、防霧林などの局所防災的なもの。

<マ行>

街並み景観（まちなみけいかん）

地形や自然環境、建築物、街路等の街並みの構成要素が総体として生み出す外観をいう。

水環境（みずかんきょう）

水を中心にとらえた環境をいう。水質、水量、水生生物及び水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしてとらえている。

水資源開発（みずしげんかいはつ）

通年、安定的に供給できる水の量を増加させることをいう。ダムや河口堰等により貯水池を作り、そこに貯めた水を降水の少ない時期に放流して水供給の安定化を図ることから、これらの施設及び貯水池のための用地が必要となる。

水辺空間（みずべくうかん）

川辺、湖畔、海岸など水際の空間をいう。

みなし仮設住宅（みなしかせつじゅうたく）

東日本大震災発生直後に、災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する「応急仮設住宅」の一種として、民間賃貸住宅を借り上げて供与したもの、及び他の災害発生時にこれと同様の方法により供与した仮設住宅のこと。現在は、新たに建設して供与する応急仮設住宅を「応急建設住宅」、賃貸住宅の居室を借り上げて供与する応急仮設住宅を「応急借上げ住宅」と呼称するのが一般的。

みやぎ森林保全協力員（みやぎしんりんほぜんきょうりょくいん）

県が委嘱し、保安林等の森林巡視活動を行うボランティアのこと。

みやぎバットの森（みやぎばつのもり）

東北楽天ゴールデンイーグルスの誕生を受けて開始した植樹活動で、バットの原料となるアオダモ等の苗木を植えることから「みやぎバットの森植樹祭」の名称で実施している（県、市町村、公益社団法人宮城県緑化推進委員会の共催事業）。企業から苗木の提供を受け、地元のスポーツ少年団等と共に植樹活動を行い、あわせて楽天野球団主催の野球教室を開催する等、本県の特徴を活かし、住民・企業・行政が協働で行う緑化活動として定着している。

面源負荷（めんげんふか）

汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森林等からの負荷。

目標年次（もくひょうねんじ）

計画の最終目標を設定した年次。

<ヤ行>

野生鳥獣被害（やせいちょうじゅうひがい）

野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、鳥獣による人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森林の持つ水源かん養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こす懸念も指摘されている。

優良農地（ゆうりょうのうち）

土地生産力が高く、かつ、少なくとも数10ha以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

<うら行>

ライフライン（らいふらいん）

「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」（Duke、1975）と定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。

具体的には、電気、ガス、上下水道、交通及び通信といった狭義の施設とこれらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用ため池、空港等を加えた広義の施設があるが、宮城県国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。

ラムサール条約（らむさーるじょうやく）

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、条約を締結した各国が領域内にある国際的に重要な湿地を1か所以上指定し登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等を規定している。本県の指定地域は伊豆沼・内沼など4か所。

リモートセンシング

遠く離れたところ（リモート）から、対象物に触れずに対象物の形や性質を測定する（センシング）技術のこと。具体的には、観測装置とそれを搭載する機器を利用して大気や地上、海洋などの遠隔地のデータを取得する技術を示しており、対象や事象ごとに異なるものが利用される。

流域（りゅういき）

集水域と同義であり、水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲をいう。

流域治水（りゅういきちすい）

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。

緑地（りょくち）

樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。

緑地帯（りょくちたい）

環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺等に設置されている一群の樹林地をいう。

緑地・水辺景観（りょくち・みずべけいかん）

緑地景観とは、都市公園、都市近郊林等の緑を中心とした空間により形成される景観をいう。
また、水辺景観とは、河川等の水辺を中心とした空間により形成される景観をいう。

林道（りんどう）

林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。
宮城県国土利用計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条の自動車道。

レクリエーション用地（れくりえーしょんようち）

県民のレクリエーション活動に供される土地。宮城県国土利用計画では、観光白書の「公的観光レクリエーション地区」、「公的観光レクリエーション施設」及び「民間観光レクリエーション施設」を用いている。

路網（ろもう）

森林内にある公道、林道、作業道の総称又はそれら適切に組み合わせたものこと。